

『明月記』に表れる藤原定家の歯病
に関する考察

戸 出 一 郎

『明月記』は藤原定家によって治承四年(一一八〇年、十九歳)から嘉禎元年(一二三五年、七十四歳)に至る間に記された日記である。

定家は後鳥羽帝に仕えること六十年に及び、その間の公事典章から人情風俗に至るまで『明月記』の中に克明に記録している。

定家の家系は代々長命で、定家自身も八十歳まで生存したが、彼は十四歳の時麻疹を、十六歳の時には痘瘡を患って、それ以後は生涯咳病をはじめ身体各部の疾患による苦しみが断えなかった。更に六十歳以後、歯牙・口腔の疾患が進行して定家の病悩は一層深刻なものとなった。

定家の疾病については既に服部敏良・石田吉貞両博士

によって報告されているが、歯病については殆ど触れられていないので此度調査し報告する次第である。

『明月記』に載る定家の病は、咳病、風病、腹痛、身体痛、石淋、歯病等であるが、このうち口歯の病は二十二件認められる。更に口歯の病に起因する顔面の熱や腫れの記録を加えると三十七件に及ぶ。

最初に表れる歯病の記録は四十三歳の時に「歯痛」とある。しかし定家の歯の病は老年期に入って悪化したよう、六十歳以後の記録に特に多く見られる。

病態としては、歯病・歯痛・歯熱・口熱・取歯があり、それに伴って面腫・顔面の熱がある。

寛喜元年九月十八日、口熱欲飼蛭、蛭不付、仍今日不果之

同月十九日、未時蛭飼

同廿日、未時又蛭飼(昨日齒、今日下齒、依蛭少、昨日不終功)

同廿二日、又蛭飼、及昏了

同廿三日、病氣不快、心中殊癩

同廿九日、面雜熱猶不尋常

同年十月二日、面熱沃菊湯

同月五日、未時許心寂房來、令見面熱、摧黃菊葉可冷
由示之

同十二日、未時又齒飼蛭

右は定家が六十八歳の時、寛喜元年九月十八日から同年十月十二日にわたる記録で、齒病による口熱・面熱に對して、蛭飼並に菊湯による治療が施された例である。

口齒の病とそれに伴う顔面の異和に對して最も多く用いられた治療法は蛭飼であつた。定家がこの治療法を好んで屢々行つたことは次の記録によつても察しられる。

安貞元年八月卅日、未時許如例齒蛭飼

貞永二年四月八日、未時許蛭飼（頤下）、年來頗好之、

去々年以後二年付金蓮説、豈面熱興盛難堪

定家は老いるにつれて齒病がもととなつて顔面の腫れや熱をよく起し、蛭飼治療を好んで行つたのである。

以上のことから推察すれば、定家には恐らく慢性齒周炎があり、六十歳を過ぎて屢々急性化するがあつて、その際、顔面にまで炎症が波及したのであらう。急性化の初期には蛭飼による瀉血が有効であつたものと思われ

る。

寛喜二年四月四日には、朽ちて弱くなつた齒に糸を結びつけて簡単に引き抜いているが、これは重度の齒周病のため齒が弛緩していたものと思われる。

（北里研究所東洋医学総合研究所・医史学研究部）